

議案第27号

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正のため、本町の条例について一部改正を行うもの。

2 改正内容

- ・ 保育所との連携の関わる部分について一部を改正する。（第6条）
- ・ 安全計画の策定等に関する条文を新設する。（第7条の2第1項から第4項）
- ・ 自動車を運行する場合の所在確認に関する条文を新設する。（第7条の3）
- ・ 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について一部を改正する。（第10条）
- ・ 懲戒に係る権限の濫用禁止の法令根拠が改正になったことにより条文を削除する。（第13条）
- ・ 衛生管理に関する条文を一部改正する。（第14条）

3 附則規定

この条例は令和5年4月1日より施行する。

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(平成26年日野町条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同様。及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同様。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))以下「連携施設」という。)を適切に確保しなげればならない。ただし、連携施設の確保が困難であると町が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同様。))を行う家庭的保育事業者については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同様。))及び、家庭的利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同様。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))以下「連携施設」という。)を適切に確保しなげればならない。ただし、連携施設の確保が困難であると町が認める地域において家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同様。))を行う家庭的保育事業者については、この限りでない。</p>

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の家庭的保育事業所等安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運

転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおおれが少なくと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限る、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができ。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りではない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に關しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう

<p><u>び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならぬ。</u></p>	<p>努めなければならぬ。</p>
---	-------------------

附 則

この条例は令和5年4月1日より施行する。